

5

生殖器の障害

生殖器の障害については、次により等級を認定します。

障害等級	後 遺 症 状
第 7 級	両側のこう丸を失ったもの
	両側の卵巣を失ったもの
	常態として精液中に精子が存在しないもの
	常態として卵子が形成されないもの
第 9 級	陰茎の大部分を欠損したもの（陰茎を膣に挿入することができないと認められるものに限る。）
	勃起障害を残すもの
	射精障害を残すもの
	膣口狭さくを残すもの（陰茎を膣に挿入することができないと認められるものに限る。）
第 11 級	両側の卵管の閉塞又は癒着を残すもの、頸管に閉塞を残すもの又は子宮を失ったもの（画像所見により認められるものに限る。）
	狭骨盤又は比較的狭骨盤（産科的真結合線が10.5cm未満又は入口部横径が11.5cm未満のもの）
第 13 級	一側のこう丸を失ったもの（一側のこう丸の亡失に準すべき程度の萎縮を含む。）
	一側の卵巣を失ったもの

このパンフレットの内容についてご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局労災補償課までお問い合わせください。